

【年金額の基本的な計算式】

年金額の基本的な計算式は次のとおりです。

- ・基礎年金

780,900円（平成16年度額）× 改定率 × 保険料納付月数／480月

- ・厚生年金（報酬比例部分）

平均標準報酬額（※）× 5.481／1000 × 被保険者の月数

※過去の標準報酬に再評価率を乗じて現在価値に置き換える

改定率（再評価率）が改定されることにより、年金額が改定されます。改定率（再評価率）の改定の基本形は、次のとおりです。

- ・既裁定者（68歳到達年度以後の受給権者）

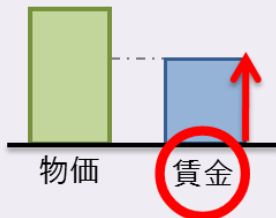
前年度改定率（再評価率） × 物価変動率 × マクロ経済スライド調整率

ただし、物価変動の方が賃金変動より高い場合は、「賃金の変動」に置き換えます。

（参考）賃金の変動に置き換えられる3つのケース

物価 > 賃金 > 0 の場合

物価も賃金もプラスだが、賃金が物価ほど伸びていない場合



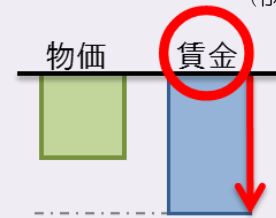
物価 > 0 > 賃金 の場合

物価はプラスだが、賃金がマイナスの場合
(令和3年4月～)



0 > 物価 > 賃金 の場合

物価も賃金もマイナスだが、賃金の落ち込みのほうが大きい場合
(令和3年4月～)



- ・新規裁定者（68歳到達年度前の受給権者）

前年度改定率 × 名目手取り賃金変動率 × マクロ経済スライド調整率

65歳に到達し、新たに年金を裁定（決定）するときには、直近の賃金の動向を反映させるため、賃金の変動による改定を行います。

※ 賃金の変動による改定をする際の賃金の実績は3年度平均を用います。この賃金の変動を既裁定年金の改定に用います。

